

2 前項の援用は、同項の書面の写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付することによりしなければならない。

第十五条第六号を次のとおり改める。

六 出願人が選択する国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、他の国際出願に係る国際調査、国内出願に係る第十五条(5)(a)に規定する国際型調査(以下「国際型調査」という。)又は国内出願に係る調査(第二十一条の二において「先の調査」と総称する。)の結果を考慮することを希望する者は、その旨及び当該国際出願又は国内出願のされた国名、出願年月日及び出願番号並びに国際型調査を請求した国内出願の場合にあつては当該国際型調査の請求の年月日及び請求の番号

第二十一条の次に次の一条を加える。

(先の調査の結果の提出等)

第二十一条の二 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、当該国際出願の願書に、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除き国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述

二 出願人が選択する国際調査機関が当該国際調査機関が認める形式及び方法で次に掲げる書面を入手可能であるため、当該出願人が当該国際調査機関に当該書面を提出することを要求されない旨

イ 先の調査の結果の写し

ロ 先の調査の結果に係る出願の写し

ハ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文

ニ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文

ホ 先の調査の結果に列記された文献の写し

2 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、先の調査が出願人が選択する国際調査機関と同一の機関によつて行われた場合、前項の規定により国際出願の願書に同項第二号の事項(同号イに掲げる書面に係るものに限る。)が記載された場合及び次項の規定による請求を行う場合を除き、国際出願の願書に先の調査の結果の写しを添付しなければならない。

3 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、特許庁が先の調査を行った場合であつて、出願人が選択する国際調査機関が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関であるときにあつては、特許庁長官に対し、先の調査の結果の写し、当該先の調査の結果に係る出願の写し及び当該先の調査の結果に列記された文献の写し(次項において「先の調査の結果の写し等」という。)を当該国際調査機関に送付するよう請求することができる。

4 前項の規定による請求をする者は、先の調査の結果の写し等の送付を請求する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該先の調査の結果の写し等の送付を請求するための書類の提出を求めることができる。

5 第三項の規定による請求は、願書によりしなければならない。

第四十二条第三号を削り、同条第四号を同条第三号に、同条第五号を同条第四号とする。

第五十条第一項中「二万八千円(産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円)を」次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる場合 二万八千円(産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円)

二 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる場合 六万二千元

第五十条第二項中「記載されている場合」の下に「当該特許出願又は当該実用新案登録出願の出願人が当該国際出願の出願人と同一である場合に限る。」を加える。

第六十三条第一項第三号中「特許法」の下に「昭和三十四年法律第二百一十一号」を加える。

第七十条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「手続の補正」の下に「法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3 第三十一条の二第二項の規定は、令第一条第二項の規定による命令に基づく手続の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)に準用する。

第七十九条第一号中「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。)」を「特例法施行規則」に改める。

第八十二条第一項の表第二号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十一条の二第三項の規定による先の調査の結果の写し等の送付を請求をする者 一件につき千七百円

様式第三を次のように改める。

様式第三 (第9条関係)

【書類名】 氏名(名称)変更届 殿

【あて先】 特許庁長官

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

【識別番号】

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称(日本語)】

【旧氏名又は名称(英語)】

【新氏名又は名称(日本語)】

【新氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】